

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町茶園転換支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 6 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町茶園転換支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令

白川町茶園転換支援事業補助金交付要綱（令和 4 年白川町訓令甲第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第 1 条 この要綱は、<u>農地の有効利用及び新たな農産物の振興</u>を図るため、茶園の<u>全部又は一部</u>を他の作物へ転換する事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、白川町補助金等交付規則（平成 9 年白川町規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。 （1）～（3） （略） （4）<u>営農者 白川町内において、茶又はその他の農作物を生産し、販売を目的として継続的に農業経営を行う個人、農業法人、集落営農組織その他農業経営を行う団体をいう。</u> （補助対象者） 第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次	（趣旨） 第 1 条 この要綱は、<u>茶業経営の安定化</u>を図るため、茶園の_____一部を他の作物へ転換する事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、白川町補助金等交付規則（平成 9 年白川町規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。 （1）～（3） （略） （補助対象者） 第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次

改 正 後	改 正 前
に掲げる要件の全てに該当する者とする。 (1) <u>個人、法人を問わず町内の営農者であること。</u> (2) <u>町税その他これに準ずる納付金を滞納していないこと。</u> (補助対象事業) 第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件の全てに該当する茶園転換事業とする。 (1) (略) (2) <u>茶園転換事業を実施する茶園の総面積が5アール以上であること</u> _____。 (3) <u>事業の実施に適切な計画が</u> _____あること。 (4) (略) (補助対象経費及び補助金の額) 第5条 補助金の交付対象となる経費は、茶園転換事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>転換後の栽培に資する技術講習費及び技術指導に要する経費</u> (5) (略) 2 補助金の額は、<u>当該茶園転換事業の実</u>	に掲げる要件の全てに該当する者とする。 (1) <u>茶園の総面積が2.0a以上ある者</u> _____ (2) <u>茶園転換事業を実施する年度の初日(以下「起算日」という。)から過去5年間において、次のア及びイの規定に該当する者</u> <u>ア 茶園で摘採した生葉を出荷している者</u> <u>イ この要綱による補助金の交付を受けていない者</u> (3) <u>町税その他これに準ずる納付金を滞納していない者</u> (補助対象事業) 第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件の全てに該当する茶園転換事業とする。 (1) (略) (2) <u>茶園の総面積の3割を超えない範囲において実施する茶園転換事業であつて、茶園1か所当たり0.5aを下限とする。</u> (3) <u>基幹農作物である茶の生産や集積に支障をきたさない事業であること。</u> (4) (略) (補助対象経費及び補助金の額) 第5条 補助金の交付対象となる経費は、茶園転換事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。 (1)～(3) (略) (4) (略) 2 補助金の額は、_____茶園転換事業の実

改正後	改正前
施面積に<u>1アール</u>当たり15千円を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、300千円を限度とする。 （支援事業の承認及び申請）	施面積に<u>1a</u>当たり15千円を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、300千円を限度とする。 （支援事業の承認_____）
第6条 支援事業の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茶園転換支援事業承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請者が茶園転換事業実施予定茶園の所有者と異なる場合には、所有者との連名により提出するものとする。 （1）～（3）（略） （4）<u>転換後作物の市場性・販路見込み及び技術習得に関する簡易計画書（様式第1号の2）</u> （5）（略）	第6条 支援事業の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茶園転換支援事業承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請者が茶園転換事業実施予定茶園の所有者と異なる場合には、所有者との連名により提出するものとする。 （1）～（3）（略） （4）<u>起算日から過去5年以内に生葉を出荷していることが分かる書類</u> _____ （5）（略）
2 町長は、前項の申請を受けたときは、現地及び事業計画の内容を審査し、<u>地域整合性、販路確保の見込み、技術習得計画の有無等を総合的に勘案して事業効果が期待できると認めた場合は、支援事業を承認し、茶園転換支援事業承認通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。</u> （交付決定及び補助金額の確定）	2 町長は、前項の申請を受けたときは、現地及び事業計画の内容を審査し、<u>当該茶園転換事業がこの要綱に定める基準に適合し、かつ、_____事業効果が期待できると認めた場合は、支援事業を承認し、茶園転換支援事業承認通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。</u> （交付決定及び補助金額の確定）
第9条 （略）	第9条 （略）
2 前項の交付決定には、次に掲げる条件を付すものとする。 （1）事業を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年間、<u>ア又はイ</u>に掲げる事項を遵守すること。 ア （略） イ （略）	2 前項の交付決定には、次に掲げる条件を付すものとする。 （1）事業を実施した年度の翌年度の初日から起算して5年間、<u>アからウ</u>に掲げる事項を遵守すること。 ア （略） イ <u>転換面積に相当する面積において、茶業経営を継続すること。</u> ウ （略）

改 正 後	改 正 前
(2) (略) 3 (略) <u>(事後検証)</u> <u>第 1 1 条</u> 町長は、事業完了後 3 年以内に 最低 1 回、次に掲げる事後検証を行うものとする。 <u>(1) 作付け状況</u> <u>(2) 販売実績</u> <u>(3) 技術習得の状況</u> <u>(4) その他町長が必要と認める事項</u> (交付決定の取消等) <u>第 1 2 条</u> 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、既に交付している補助金があるときは、期限を定め、その返還を命じるものとする。 (1) (略) <u>(2) 前条の事後検証の結果、当初計画と著しく異なるとき。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> (補則) <u>第 1 3 条</u> (略)	(2) (略) 3 (略) (交付決定の取消等) <u>第 1 1 条</u> 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、既に交付している補助金があるときは、期限を定め、その返還を命じるものとする。 (1) (略) <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> (補則) <u>第 1 2 条</u> (略)

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係） 【別記 1 参照】

様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 号の 2（第 6 条関係） 【別記 2 参照】

附 則

この訓令は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年度 茶園轉換支援事業承認申請書

白川町長 様

申請者	住 所			
	氏 名			
(申請者と異なる場合のみ) 所有者	私は、所有する茶園において管理者である申請者が、下記のとおり茶園転換事業を実施することに同意します。			
	住 所			
	氏 名			
実 施 予 定 地		白川町		
事 業 計 画		転換面積	実施区分	転換作物名・事業計画の概略
		アール	☐ 伐採・伐根 ☐ 整地・土壌改良 ☐ 苗の購入 ☐ 技術講習費等 ☐ その他	
工 期	着手予定	年 月 日		
	完了予定	年 月 日		
施工方法（予定）		☐ 直営施工 ☐ 請負（請負者名 ）		
概 算 事 業 費		千円		
誓 約 事 項		１ 茶園転換後５年間は転換作物（作目変更は可能）を作付けします。 ２ 茶園転換後５年間は農地転用（一時転用を含む。）を行いません。		

- (1) 位置図
- (2) 茶園転換事業を実施する面積及び経費が分かる書類
- (3) 転換後作物の地域整合性・販路確保の見込み及び技術習得に関する簡易計画書
(様式第1号の2)
- (4) その他町長が必要と認める書類

【別記2】

様式第1号の2（第6条関係）

転換後作物の市場性・販路見込み及び技術習得に関する簡易計画書

		申請者名			
1 市場性の要旨（100～200字） ※作目の需要動向・想定単価・地域内の需要等					
2 主な販路					
販 路（名称）		想定出荷量（kg／箱）		出荷時期	
3 収支の概略（初年度概算）					
想定売上（想定）	円	算出根拠： 単価 × 出荷量 （ 円） （ ）			
主な現場経費	円	主な内訳：種苗・資材（ 円） 労務（ 円） その他（ 円）			
概算粗利益	円				
4 技術習得計画					
習得予定の項目		習得手段	受講予定時期	概算費用	
				円	
				円	
習得手段 ① 市町村／普及センター講習（短期） ② JA又は生産部会等が実施する栽培講習会 ③ 先進農家・生産者による現地研修（OJT） ④ 種苗会社・農業資材メーカー等による栽培技術指導 ⑤ オンライン講座・専門書による自主学習					
5 想定リスクと対策					
想定されるリスク			対策・対応		
6 申請者の関連経験					
（例：露地栽培10年、ハウス未経験 等）					